

【3】 認知症緊急対応訪問サービス

内 容	<p>家庭での対応が困難な認知症状が発症したとき、顔なじみのヘルパーやデイサービス職員等が訪問し対応する</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用料 1回 419円（市に納付する）・ 委託料 1回 4,190円
対象者	<p>市内に住所を有する高齢者のうち要介護者又は要支援者であって認知症であり、介護保険サービスを利用しているもの</p>

担当：高齢者福祉課 地域包括推進係

☎ 31-0245



koreifukushi@city.masuda.lg.jp

【利用の流れ】

(1)申請	<p>担当介護支援専門員を通じ、地域支援事業申請書を高齢者福祉課へ提出。 ※サービスの利用に関して、本人・家族、介護支援専門員、サービス提供事業所など関係者間で話し合い、合意形成しておくことが前提となる</p> <p>【提出書類】<input type="checkbox"/>地域支援事業申請書 <input type="checkbox"/>個人現況情報 <input type="checkbox"/>ケアプラン</p>
(2)決定	<p>高齢者福祉課にて申請内容を確認し、決定の可否を行う。 結果は「益田市地域支援事業決定（却下）通知書」にてCM、委託事業所へ送付。 ※決定（却下）通知書は、原本と写しの2枚を送付する 原本はご本人やご家族の方へお渡しし、写しはCM等の控えとする</p>
(3)利用	<p>認知症緊急対応訪問サービスの実施</p> <ol style="list-style-type: none">①家族より、担当介護支援専門員またはサービス提供事業所へ本サービス利用について連絡②担当介護支援専門員またはサービス提供事業所から高齢者福祉課へ本サービス利用について連絡③本人宅へサービス提供事業所が訪問し、対応を行う④サービス事業所から担当介護支援専門員及び高齢者福祉課へ対応状況の報告を行う
(4)支払い	<p>利用の翌月にサービス提供事業所から実績報告、委託料請求書を提出してもらう。 実績に基づき、市から本人または家族へ納付書を送付し、利用料の支払いをしてもらう。</p>